

第2部 第2次出雲市障がい者計画

第1章 障がい者計画の基本方針

1. 基本的な考え方

(1) 目標

目標	障がいがあっても自らの意思決定にもとづき、必要な支援を受けながら、能力を発揮し、地域社会の構成員としてその人らしい生活ができる共生社会の実現をめざします。
----	---

第2次出雲市障がい者計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づき、本市の障がい福祉に関する施策の基本的な考え方とそれに基づく事項を定める計画です。

この計画は、「障害者基本法」の「すべての人が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるもの」との理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重しながら、共生社会の実現をめざすことを基本としています。

共生社会の実現のためには、地域社会の構成員として、障がいのある人の能力を生かした自分らしい生活を送るための支援体制の整備とともに、市民の障がいに対する理解の醸成を図ることが必要です。

また、「出雲市福祉のまちづくり条例」においては、「すべての人が個人として尊重され、自立し、等しく社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が保障される社会こそ、真に豊かな社会」とうたっており、その実現に向けて、「ぬくもりあふれる共生のまちづくり」をめざします。

(2) 方針

上記の目標の実現に向けて、本市における障がい者施策がめざすまちづくりの方針を次のとおり定めます。

方針	障がい者の自立と社会参加を支え、地域の支援体制を整備します。
----	--------------------------------

障がいの有無にかかわらず、社会を構成する一員として生活していくうえで、福祉サービスに加えて、地域での支えあいなどのインフォーマルな資源も活用することで、能力を最大限に発揮してあらゆる分野の活動に参加することが可能となります。充実した暮らしができる社会を実現していくため、支援ネットワークの構築を進めるとともに、次の3つの理念を掲げ、それに基づく各種の取組を行います。

理念① 障がい者の自己選択と自己決定の尊重

障がい者の基本的人権を尊重し、その人自身の選択と決定が尊重され、自分らしく生活していくために必要な支援を行います。

理念② 地域社会の構成員としての自立支援

障がいの種類や程度によらず、地域社会の一員として自立し、充実した生活ができるよう、障がい福祉サービスの基盤整備や利用支援のほか、就労支援等の社会参加促進に向けた支援に取り組みます。

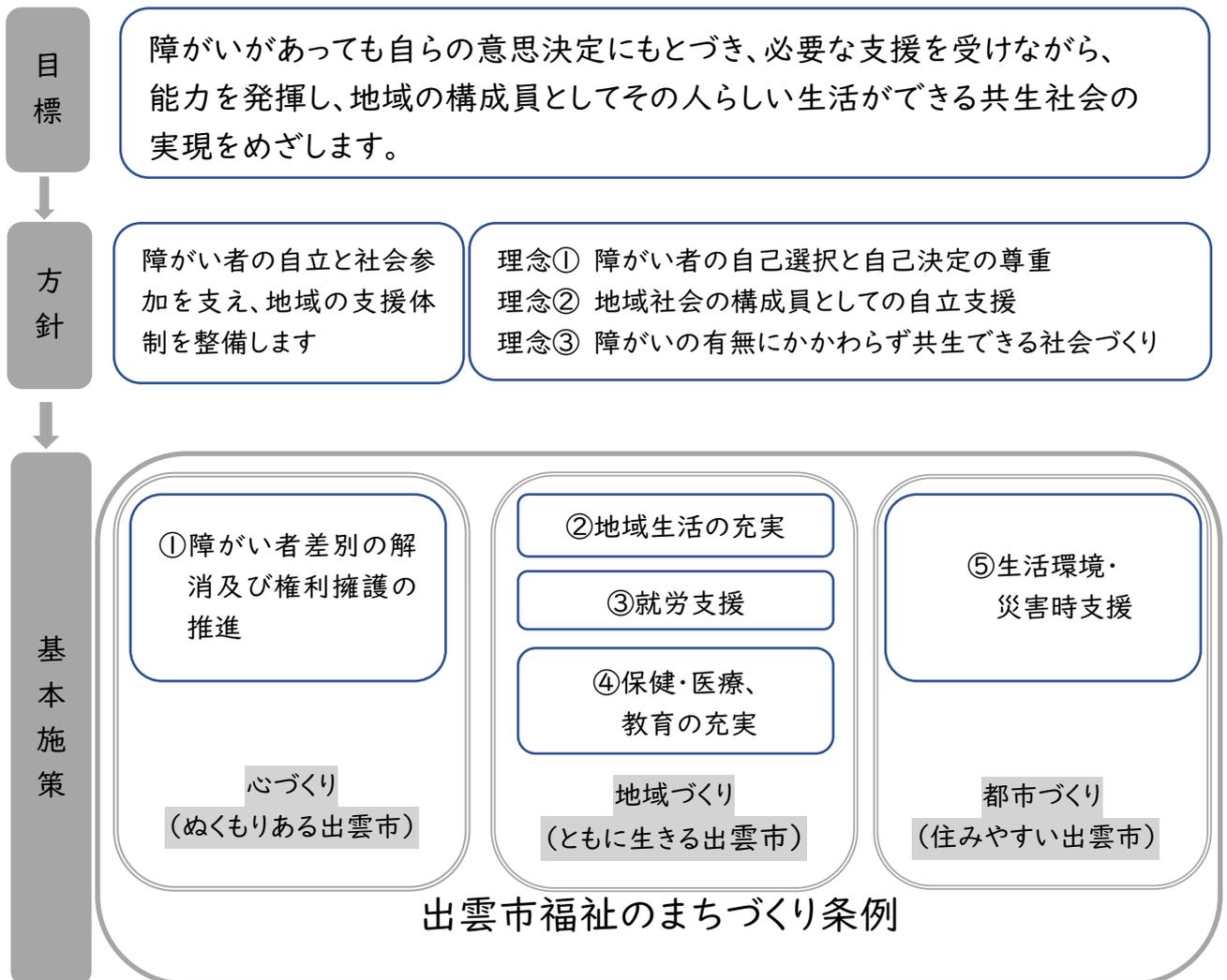
理念③ 障がいの有無にかかわらず共生できる社会づくり

障がい者がその人らしく、地域住民と共に暮らせる社会づくりにおいて、障がいの理解や差別解消などの啓発や生活環境の整備に取り組みます。

(3) 施策の体系

障がい者計画では、目標と方針に基づき、これまでの障がい者計画の基底としてきた「出雲市福祉のまちづくり条例」の3つの柱に応じた5つの基本施策により計画の推進を図っていきます。

施策体系図



2. 前計画の進捗と評価

本市では社会情勢の変化及び関係法令等の改正により、平成7年度(1995)に策定した「出雲市バリアフリーのまちづくり計画」に代わる新たな計画として、平成26年度(2014)に「出雲市障がい者計画」(平成27年度(2015)～令和2年度(2020))を策定しました。この間、障がい者が地域において充実した暮らしができるよう、自立と社会参加のための取組を進めていくために様々な施策を実行してきました。

また、前計画である「出雲市障がい者計画」(以下、本項においては「前計画」という。)に示された目的を実行していくため、障がい者による団体や福祉サービス事業者、学校、企業、学識経験者等の関係者による施策推進協議会を設置し、地域の課題や支援施策等についての審議、検討を行いました。また、施策推進協議会においては、テーマ別の課題の研究と検討、また解決に向けた取組を行う専門部会を設けており、各専門部会が自主的に活動を行っています。前計画の期間中、専門部会については3回の機能の見直しを行い、様々な地域課題解決への機動性を高めてきました。

本項では、前計画において示された6つの施策の体系別に、取組の進捗を示すとともに評価を行います。

(1) 障がい児を支援するために連携する「教育との連携」

障がい児の支援について、複雑化する子育て環境の変化に伴い、保育や就学、教育などそれぞれのライフステージにおける支援体制が必要です。前計画では、「児童福祉法」に基づく各種福祉サービス事業と学校との協働、教育と福祉の連携を積極的に進めることとしていました。

専門部会を中心として、民生委員・児童委員、教育委員会など関係者との対話や研修を通し、それぞれの現状把握やニーズの共有を行うことにより、ライフステージごとに必要となる支援について連携を行いました。こども専門部会では、市内の小学校にアンケート調査を行い、その結果をもとに、相談支援専門員の役割や福祉サービスの内容をお知らせするパンフレットを作成しました。今後、児童の成長段階における関係者の役割分担をより明確にし、その中で生じる課題についての解決に向けた連携が一層必要となります。

障がい児に対する福祉サービスの利用については平成27年度(2015)で411人の利用が令和元年度(2019)で511人と増加し、障がい児通所支援サービス提供事業所も、17事業所から24事業所と増えています。障がい者やサービス事業者等へのアンケート結果から今後も利用を継続したいとの意向があることから、福祉サービス事業所と連携した安定したサービス提供が求められています。

一方、平成30年度(2018)の「障害者総合支援法」の改正に伴い、医療的ケアを必要とする児童(以下、「医療的ケア児」という。)への支援の強化が求められています。相談支援事業所や行政関係者が、支援の具体的な方法や流れを研修等に参加することにより理解を深め、より実態に応じた支援につながるよう努めてきました。今後は医療機関との連携等も含めた施策の充実が必要です。

(2) 就労を支援する「就労場所を確保する」

障がい者の働きたいという気持ちを大切に、その人にあった働き方や働き場の確保について、前計画では、福祉就労事業所や行政、企業等の関係機関が連携し就労に繋げる努力をしていくこととしていました。

平成27年度(2015)には就労アセスメント^{※9}の活用がはじまり、障がい者の特性や能力を最大限生かすことのできる支援が求められるようになったほか、平成30年度(2018)には就労定着支援事業が新設されるなど、障がい者の就労支援に関する施策が行われてきました。

本市では、就労支援に関する諸課題について専門部会において検討を行ってきましたが、特に障がい者の一般就労を支援する組織横断的な事業の企画運営を行うため、平成29年度(2018)に新たに「就労支援ネットワーク会議」^{※10}を設け、取組をすすめてきました。

取組の中では、就労アセスメントの共通ツールの作成や検討会を行うことで、養護学校からの福祉就労への移行をスムーズに行う支援を行ったほか、一般就労に向けた取組として市内企業や「出雲障がい者就業・生活支援センター『リーフ』」^{※11}との協働事業を行ったことで、各関係機関との連携を深めました。今後も各関係機関との役割分担のもと、適切な就労支援に向けた取組が必要です。

また、精神障がい者への就労支援、定着支援については、平成30年度(2018)から自己理解に向けたツール作成や医療機関との連携など、支援強化に向けた取組を行っており、今後一層の支援の充実が求められます。

就労支援に関連した福祉サービスの利用については、平成27年度(2015)で669人の利用が、令和元年度(2019)で787人と、近年増加しています。より本人のニーズに基づいた就労支援が可能となるよう積極的な取組が必要です。

※9 就労アセスメント

働く意欲のある障がいのある人の特性や能力を最大限活かすことができるような支援を行い、最も適した「働く場」に円滑に移行していくために、利用者の現在の状態をよく知り、利用者が何を求めているのか、希望・要望を把握する方法。

※10 就労支援ネットワーク会議

本市においての就労支援に関する関係機関(企業・福祉・行政・教育等)で構成され、就労事業所えんむすび見学ツアー、job ガイダンス、ワールドカフェなど関係機関が協働して事業を実施し、障がい者の就労定着に向けた課題に取り組む機関。

※11 障がい者就業・生活支援センター『リーフ』

「障がいのある方の職業的自立を実現するため、就業面と生活面の支援を一体的に行うこと」を目的に、公共職業安定所(ハローワーク)や島根県障害者職業センター、医療機関、養護学校などの関係機関と連携・協力しながら就業及びそれに伴う生活に関する提案・助言・職業準備訓練のあっせんなど、就労生活における自立を図るために必要な支援を行う機関。

(3) 地域移行を支援する「病院・施設から地域で暮らすための相談支援体制を強化する」

病院や施設など特定の場所から、障がい者が地域生活へ移行していくためには、相談支援専門員が中心となり、地域に点在する支援機関として関係者が連携していくことが必要です。前計画においても、多くの人の協働による支援体制により、地域移行を支える体制づくりに取り組んでいくこととしていました。

前計画期間において、相談支援専門員と関係機関の連携を強化し、障がい者が地域で安心して生活ができるよう、相談支援専門員と民生委員等との情報共有の機会を設けるなど、顔の見える関係の構築を図りました。今後も継続した取組が必要です。

精神障がい者の入院者で入院期間が1年以上となる方は平成29年度(2017)^{※12}、平成30年度(2018)とも173人で全入院者の約半数でした。

また、障がい者が地域の中で安心して暮らしていくために、住宅や日中の居場所の確保も重要です。施策推進協議会の専門部会では、住宅入居に関する課題整理や地域での居場所の確保に向けた取組をすすめており、今後も継続して取り組むことを予定しています。

また、令和3年度(2021)からの地域生活支援拠点整備に向け、平成30年度(2018)から相談支援事業所と市でプロジェクトチームを立ち上げ、専門部会での意見を取り入れながら議論を行ってきました。市に既にある機能の強化とともに、緊急時の短期入所における対応など課題の整理を行い「出雲らしい」拠点づくりに向けた検討を続けています。

(4) 社会参加を支援する「社会参加の機会を増やす」

社会参加には、教育、就労、スポーツ・文化活動など地域における様々な活動があり、これらの参加を可能とするためには、福祉サービスを利用できる体制を整備することや、そのための相談支援の充実が求められており、前計画においてこの点について取り組むこととしていました。

相談支援については、相談支援専門員のスキルアップにつながる研修会や関係団体との共同研修会などを実施し、様々な機関との連携や関連する制度の理解を深める活動を行いました。

中山間地域に居住している方の移動に関しては、専門部会からの提言や市民アンケート結果を受け、地域生活支援事業の移動支援事業について、加算率の見直しと効率的な運用が行える方策について検討しています。

また、障がい者の社会参加の促進を目的として自動車免許取得助成事業、自動車改造助成事業を実施し、平成27年度(2015)には15件、令和元年度(2019)には13件の利用がありました。また、障がい者福祉タクシー事業については障がい者やサービス事業者等へのアンケートの結果に基づき、令和2年度(2020)から車いす用タクシー券で一般のタクシーも利用できるように運用の見直しを行いました。今後は、申請率や利用率の向上を目標として更なる取組が必要です。

文化活動については、平成30年度(2018)に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障がい者の文化芸術活動を通じた個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることとされました。本市では「出雲市福祉芸術文化祭(はあとピアいずも)」を毎年開催するなど、障がい者の文化芸術活動の発表の場とともに地域住民と触れ合う機会を提供しました。

スポーツ活動については、島根県障がい者スポーツ協会により各種大会が行われており、毎年、本市からも多くの選手が全国大会に出場しています。平成27年度(2015)では4種目に17人、

※12 この数値については、前計画の初年度である平成27年度(2015)においては調査指標がないため、調査指標が設けられた平成29年度(2017)からの数値を掲載。

令和元年度(2019)では5種目に7人の選手が選出されました。

今後も引き続き社会参加に向けた各種支援が必要です。

(5) 人材を育成する「地域の支援体制構築と人材の確保」

障がい者が地域で暮らしていくために十分な支援体制を整備・構築していくことが重要です。そのためには、相談支援専門員、サービス管理責任者やサービス提供責任者、生活支援員等の専門職が、障がい者が主体的に自分らしく生活できるよう支援を行うことが求められます。それぞれのニーズに沿った障がい福祉サービス等の利用計画を作成する相談支援専門員は、平成27年度(2015)には80人でしたが、令和元年度(2019)には91人と増加しました。専門性が求められる利用者を支援するための専門研修を受講するなど、相談支援の強化を図ることが必要です。

平成29年度(2017)に行った専門部会再編により、福祉事業所のサービス管理責任者の事業分野を超えた関係を構築することによる人材育成、課題解決を目的として「ささえる」専門部会を新設しました。この専門部会では、施設見学や研修会等を通し、サービス管理責任者のスキルアップや関係構築に取り組みました。十分なサービスを提供するためにも、人材確保が必要です。

また、障がい者理解を深める広報啓発活動の強化も求められています。

市民の障がい者理解については、平成28年度(2016)に制定された「障害者差別解消法」をきっかけとして、市民出前講座を企画し、法律の内容や障がい者への合理的配慮について積極的な周知を図ったほか、毎年12月の障がい者週間に合わせ啓発活動に取り組みました。また、障がいの特性を理解し、配慮を必要とする方への手助けをする「あいサポート運動」についても周知啓発を図り、出雲市社会福祉協議会を中心に「あいサポーター」研修が行われてきました。本市において登録された「あいサポーター」の数は平成27年度(2015)が705人でしたが、令和元年度(2019)においては1,110人となりました。

今後は、障がい者と地域住民との協働に向け、コミュニティセンターの行事への参加など障がい者理解を深めるための取組が必要です。

一方、障がい者団体の育成については、会員の高齢化や生活様式の変化により後継者の育成が課題となっています。障がい者が相互に連携しあい、課題解決に向けた行動をともにできるよう、一層の支援が必要です。

(6) 権利擁護、災害時支援「権利の擁護・虐待の防止、災害時の支援」

障がい者を権利侵害から守り、一人ひとりの権利擁護を推進することにより、その人らしく生きることのできる社会づくりが必要とされています。前計画では、障がい者への権利侵害、虐待などの人権侵害を防ぐため、関連制度を重層的に機能していくよう取組を進めることとしていました。

「障害者虐待防止法」により平成24年度(2012)に設置された「出雲市障がい者虐待防止センター」(以下、「障がい者虐待防止センター」という。)等の取組を継続的にを行い、障がい者虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護並びに養護者に対する支援等に努めました。

日常生活を送る上で、判断能力が十分でない人を支援する制度である成年後見制度については、制度を利用することが望ましいが親族がいない場合や、親族からの成年後見申立て手続きが難しい場合には、市長による申立てを行っています。平成27年度(2015)から平成29年度(2017)は各年度2件、平成30年度(2018)から令和元年度(2019)は各年度3件の市長申立てを行いました。

また、平成28年度(2016)に施行された「障害者差別解消法」に基づき「出雲市障がい者差別相談センター」を設置し、当事者や関係者からの障がい者差別等に関する相談や解決支援に取り組んだほか、市ホームページやケーブルテレビ等での広報や出前講座の実施などにより、市民の権利擁護の意識向上に努めました。

災害時支援については、近年多発している自然災害により障がい者の避難支援等の強化が課題となっており、本市は「地域防災計画」において、支援が必要な方(要支援者)を登載した要支援者名簿を作成し、災害発生時に適切な情報伝達体制や避難支援体制を構築しています。

さらに特に配慮を必要とする方(要配慮者)が避難するための福祉避難所を市内35カ所に設け、避難後の要支援者の生活を支援するための方策がとられています。しかし、各地域における個別計画策定の進捗が地域により異なることや、要配慮者数に対する福祉避難所における受入れ者数は十分ではなく、今後も引き続き災害発生時における体制を強化していく必要があります。

第2章 障がい者計画の施策の方向

1. 障がい者差別の解消及び権利擁護の推進

(1) 障がい者差別の解消及び障がいに対する理解の推進

基本的な考え方

全ての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら、障がいの有無に関わらず、社会の一員として、いきいきと生活できる共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活において障がい者の活動を制約している様々な障壁しょうへきを取り除くことが重要です。その障壁しょうへきとは、物理的、制度的なもの、また観念や慣習、偏見などの意識的なものすべてを指します。

このため、平成28年(2016)に施行された「障害者差別解消法」では、障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止と、合理的配慮の提供を規定し、行政機関等及び事業者に対して差別の解消に向けた具体的な取組を求めています。

本市においても、平成30年(2018)4月に、「出雲市福祉のまちづくり条例」を改正し、差別の禁止と合理的配慮の提供を明記するとともに、市及び事業者の役割を新たに規定しました。

社会における様々な障壁しょうへきを取り除き、障がいを理由とする差別を解消していくため、本市は、率先して合理的配慮をするとともに市民や事業者に対して障がいへの理解をはじめとする周知・啓発を行い、障がい者差別の解消に向けた取組を実施します。

施策の方向

- 障がいへの理解や不当な差別的取扱いの禁止並びに合理的配慮の提供について、幅広く市民や事業者の理解を深めるため、関係機関や各種団体と連携しながら、各種の広報・啓発活動を実施します。また、各種公共サービスを提供する市職員や指定管理者等に対する研修等を実施することにより、窓口等における障がい者への配慮の徹底を図ります。
- 「障害者差別解消法」に基づき開設した「出雲市障がい者差別相談センター」を中心として、差別的事案に適切に対応するための相談体制の充実に取り組めます。
- 援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方から援助を受けやすくなるようにヘルプマーク、ヘルプカード^{※13}の普及とともに周知を図ります。
- 幼少期から障がいに対する適切な知識を得る機会を確保し、幼児並びに児童生徒の自己理解と他者理解が深まるように障がいへの理解に関する教育(福祉教育)^{※14}を推進します。

※13 ヘルプマーク・ヘルプカード

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都福祉保健局が作成したマーク。

ヘルプカードはヘルプマークを持っている方が困ったときに手助けしてほしいことを伝えるためのカード。

※14 福祉教育

障がいの有無にかかわらず、全ての人々が社会の中で誇りをもち、心豊かで幸せな生活を送ることができるようにすることをめざし、障がい者等とのふれあい体験などを通じて、生命の尊厳や人間の生き方について学ぶことにより、それぞれの立場や心情を思いやり「ともに生きる力」を育むことを目標とした教育。

- 島根県初の手話言語条例である「出雲市手話の普及の推進に関する条例」(平成29年度施行。以下、「手話普及推進条例」という。)に基づき、手話への市民の理解を深め、ろう者とろう者以外の者が互いを認め尊重し合うことのできる共生社会の実現をめざします。(具体的な取組については77ページに記載)
- 「あいサポート運動」の普及推進のため、「あいサポーター研修」を積極的に実施し、市民や事業者が障がいの特性や必要な配慮への理解を深めることにより、各個人ができる範囲での取組を実践し、配慮ある行動につながるよう取り組みます。



(2) 権利擁護の推進、虐待の防止

基本的な考え方

障がい者の権利擁護を推進し、障がい者が主体的に生活していくためには、安心してサービスを受けられる仕組みづくりと、判断能力が十分でない方に対する権利擁護のための施策の充実が必要であり、自己決定権を尊重した支援が求められています。

平成24年(2012)に施行された「障害者虐待防止法」でも、障がい者の虐待防止に向けた取組が求められており、障がい者虐待の防止等、障がい者の権利擁護に対する意識啓発が必要です。

障がい者への虐待を防止し、権利を守るため、虐待の防止、早期発見及び障がい者の支援を県や関係団体と連携しながら進めていくとともに、成年後見制度を含めた権利擁護の取組を積極的に進めていきます。

施策の方向

- 「障がい者虐待防止センター」において、障がい者虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等の促進に努めます。
- 「障がい者虐待防止センター」を中心として、関係機関との連携体制を強化し、重層的な権利擁護、虐待防止体制を構築します。
- 判断能力が十分でない方の権利を擁護するために、「出雲成年後見センター」及び市社会福祉協議会(いずも権利擁護センター)と連携し、成年後見制度の活用を支援していくとともに、市民後見人の次期養成について検討します。



2. 地域生活の充実

(1) サービス基盤の整備

基本的な考え方

全ての障がい者が、障がいの種別や程度にかかわらず、望む場所で、希望するサービスを受けその人らしく生活するためには、一人ひとりのエンパワーメントへ向けての支援を充実させていく必要があります。これにより、障がい者が主体的に生きる生活力をつけ、自己実現を図ることが可能となります。そのためには、各種サービス基盤を整備するとともに、多岐にわたるサービス提供体制を確保することが必要です。

また、障がい者の地域生活において、障がい者の高齢化・重度化とともに、親の高齢化や「親亡き後」を見据えた支援体制の構築が求められています。

障がい者にとって必要なサービスを提供していくことはもとより、緊急時の対応や体験の場の確保等、障がい者が安心して地域生活が送れるよう、関係機関が連携して支える「地域生活支援拠点」(ささえ愛サポート)による支援を行っていきます。

施策の方向

- 各種サービスの実績等を把握し、安定的なサービスの供給に努めるとともに、計画的に必要なサービス提供体制の整備を図ります。
- 障がい福祉サービス利用者が65歳以上になると、サービス利用は介護保険制度が優先であるため、介護保険サービスに移行します。介護保険制度にないサービスは、障がい福祉サービスを引き続き利用できます。平成30年度(2018)には、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、「共生型サービス」が創設されました。障がい者が高齢期になっても、これまで利用してきた障がい福祉サービス事業所が実施する共生型介護サービスを利用することができ、また障がい者が日常生活圏域内で介護サービス事業所の行う共生型障がい福祉サービスが利用できるよう、共生型サービス利用事業所の拡大に向けた取組を進めます。
- 在宅の障がい者が自立した生活をするための、訪問系サービスの提供体制の充実を図ります。
- 生活介護、自立訓練、就労支援等の多様なサービスにより、障がい者ニーズに応じた日中活動の場を提供していきます。
- 長期入院や施設入所から地域生活への移行を円滑に進めるために、住まいの確保や、居住支援を含めた地域生活への定着を支援するサービスの提供を行います。
- 障がい者に対する当事者による相談活動等を推進するため、関係機関におけるピアサポート・ピアサポーター^{※15}への取組の充実に向けて連携を図っていきます。
- 障がい者の移動・行動を支援する行動援護、同行援護、移動支援の充実に努めるとともに、障がい者福祉タクシー制度も活用しながら生活をサポートする柔軟な移動支



※15 ピアサポート・ピアサポーター

ピアサポートとは、障がいのある人自身が、自らの経験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援する活動のこと。ピアサポーターとは、ピアサポートを行う人のこと。

援体制を継続していきます。

- 聴覚障がい者等が円滑にコミュニケーションをとれる環境を整備するため、手話通訳者等を派遣します。また、手話通訳者等の意思疎通支援者を養成し、人材確保に向けた取組を推進します。
- 視覚障がい者等が情報を手に入れることができる環境を整え、それを促進するため、情報通信機器等を日常生活用具として給付することや、広報紙の点字・音声化を行うなど、引き続き情報アクセシビリティ^{※16}の向上に努めます。
- 障がい福祉サービスの提供にあたっては、個人情報の保護に十分留意し、配慮を行ったうえでのサービス提供に努めます。



出雲市の重点的な取組

- 出雲市地域生活支援拠点「ささえ愛サポート」により、緊急時の受け入れと対応を中心として、障がい者の高齢化・重度化とともに親の高齢化や「親亡き後」に対応していきます。

(2) 生活支援体制の整備

基本的な考え方

障がい者が地域で生活していくためには、個々のサービスの充実に加え、サービス等を調整し、一人ひとりに合った暮らし方を提案していく相談支援専門員の役割が重要となります。

相談支援にあたっては、相談支援専門員が障がい福祉サービス利用者の状況や課題を把握し、公的サービスだけでなく、インフォーマルなサービスも含めたサービス等利用計画を作成し、適切な支援へとつなぐ必要があります。

また、良質なサービスを提供していくため、サービスに関わる人材育成もサービスの質を確保するうえで重要となります。

事業所と相談支援専門員等との連携を深めて、一人ひとりの生活を支援していく体制の強化に加えて、質の高いサービスを提供し続けていくための支援を行っていきます。

施策の方向

- 相談支援専門員が中心となり、地域に点在する支援機関が連携し、関係する機関、関係者がチームを組み、多くの人の協働による支援体制により、地域生活を支える体制づくりに取り組んでいきます。
- 発達障害者支援センター、高次脳機能障がい相談支援拠点、難病相談支援センター、心と体の相談センター等、県の専門相談窓口と連携して専門的な相談に対応していきます。
- 相談支援機能強化事業所が、相談支援専門員からの専門的な相談や地域の相談支援事業所への助言等に対応できる体制を引き続き整えます。
- サービス調整会議において、事例検討や研修会を行い、相談支援専門員の質の向上を図ります。

※16 情報アクセシビリティ

アクセシビリティは「利用のしやすさ」のことで、高齢者、障がい者をはじめ、あらゆるユーザーがパソコンやウェブページなどの情報資源を不自由なく利用できること。

- サービス調整会議、ネットワーク会議、専門部会において、関係機関・事業者間での情報共有・情報交換を図るとともに、研修会を開催することにより、サービスの質の向上を図ります。

出雲市の重点的な取組

- 施策推進協議会、サービス調整会議、専門部会、ネットワーク会議などが様々な役割を担い、連携して障がい福祉サービスをより良いものにしていく体制を整えています。行政や障がい福祉サービス事業所、その他関係機関全体で障がい者の暮らしを支える取組を推進していきます。



(3) 障がい児支援の充実

基本的な考え方

障がい児支援については、身近な地域で療育相談や指導を受けられる体制の充実を図っており、近年放課後等デイサービスなど通所支援を実施する事業所が増加し、利用者も増えている状況にあります。

障がい児の支援にあたっては、保健・医療・福祉・保育・教育などが分野を超えて連携し、横断的・一体的に取り組むことが大切です。

ライフステージに応じた切れ目のない支援を基本とし、個々の状況に応じた支援を提供できる体制整備を進めていきます。

施策の方向

- 障がい児のそれぞれのライフステージにおける支援体制についての情報提供を充実させ、支援が必要な障がい児が適切なサービスを受けられるよう努めます。
- 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業などにより、障がい児や家族が身近な地域で早期の療育相談や指導を受けられる体制の充実を図るとともに、サービスの質が確保されるよう努めます。
- 保育所・幼稚園・認定こども園、各学校において、それぞれの子どもの発達に応じた支援を行いながら、インクルーシブ教育^{※17}システムの考え方のもと、集団生活の中における保育・教育を提供し、障がいの有無に関わらず全ての子どもが共に成長することをめざします。
- 医療的ケア児について、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携して支援し、それぞれの心身の状況に応じた適切な支援を受けられる体制を整備します。
- 医療型や居宅訪問型の児童発達支援を充実させ、重症心身障がい児が適切な療育を受けられる体制を整備します。



※17 インクルーシブ教育

障がいの有無によらず、だれもが地域の幼稚園・学校の集団の中で共に学ぶ仕組みのこと。

(4) 社会参加支援

基本的な考え方

障がい者が文化芸術活動に親しんだり、スポーツやレクリエーション活動を行うことは、自身の生活を豊かにするばかりでなく、心身の発達や健康・体力の保持増進、自己実現や社会参加の促進につながるため、非常に重要です。また、地域社会の一員として、様々な地域活動に自主的に参加し、住み慣れた地域で暮らすためには、地域住民の障がいに対する理解とともに、民生委員・児童委員をはじめとした支援者との連携が必要です。

障がい者がいきいきと生活していくために、文化芸術活動、スポーツ活動に加え、障がい者やその家族を含めた地域での活動に対する支援を行っていきます。

施策の方向

- はあとピアいずも（出雲市福祉芸術文化祭）は、「第2次出雲市芸術文化振興指針」（平成27年度（2015）～令和3年度（2021））において、「出雲総合芸術文化祭の推進」の中に位置づけられています。市内の障がい者関係団体等とともに継続的に開催し、障がい者の文化芸術活動の発表の場を提供するとともに地域住民と触れ合う機会を提供します。
- 障がい者のスポーツ活動の推進は、「出雲市スポーツ推進計画」（平成28年度（2016）～令和3年度（2021））において、「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」の中に位置づけています。障がい者が自主的かつ積極的にスポーツ活動に取り組むことができる機会を島根県障がい者スポーツ協会や出雲市身障者福祉協会と連携しながら提供するとともに、サン・アビリティーズいずもをはじめとしたスポーツ施設の利用促進を図り、スポーツを通して誰でも交流することのできる場を提供していきます。
- 障がい者の外出を支援するため、障がい者福祉タクシー制度を引き続き実施し、社会参加の機会を広げるよう取り組みます。
- 自発的活動支援事業^{※18}により、障がい者とその家族が行う交流活動等に対する支援を引き続き行っていきます。
- 障がい者の親睦、交流の促進及び活動範囲の拡大を図るため、障がい者やその家族、支援者による団体、障がい者施設の関係者及びボランティア等が連携して実施するレクリエーション事業を支援します。



※18 自発的活動支援事業

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者、その家族、地域住民等によって構成された地域における自発的な取組を行う団体に支援を行う事業。

3. 就労支援

(1) 障がい特性や能力を生かした多様な就労の促進

基本的な考え方

障がい者が、住み慣れた地域の中で、自立した生活を営むためには、就労への支援が重要です。平成28年(2016)に施行された改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下、「障害者雇用促進法」という。)では、雇用分野における障がいを理由とした差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供を義務づけています。

また、障がい者の就労や定着を促進するためには、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携による、就業面だけではなく、生活面も含めた総合的な支援が必要となります。

働く意欲のある障がい者が、その特性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、就労する場の確保や環境づくりを進めます。

施策の方向

- 「障害者雇用促進法」等の周知を図り、公共職業安定所(ハローワーク)や「出雲障がい者就業・生活支援センター『リーフ』」などの関係機関と連携しながら、事業所に向けて障がい者雇用に対する意識啓発を図っていきます。
- 就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援等の各サービスにより、一人ひとりに合った就労支援を相談支援専門員等とともに行っていきます。
- 「就労支援ネットワーク会議」を中心として、企業も含めた関係機関の協働のもと、働きたいという気持ちを大切に、就労に向けた助言やその人にあった働き方、働く場所の確保に取り組んでいきます。
- 雇用施策と福祉施策の連携により、障がい者一人ひとりに合った働き方ができるように就労支援を行っていきます。
- 福祉と農業分野の連携(農福連携^{※19})を推進する「出雲圏域農福連携推進事業協議会^{※20}」において、農福連携を実施している事業所と連携を進めていくとともに、先進事例を農家・事業所等に周知し、取組を推進します。
- 「国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律」(以下、「障害者優先調達法」という。)に基づき、本市では、毎年「出雲市障がい者就労支援施設等からの物品等の調達方針」を策定し、物品やサービスの調達に際しては、障がい者就労施設等から優先的に購入等を図るよう努めていきます。



※19 農福連携

障がい者が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していくための取組。

※20 出雲圏域農福連携推進事業協議会

出雲圏域の農業分野と福祉分野の連携を推進するための協議会。島根県農業協同組合や出雲市社会福祉協議会、出雲市によって構成されており、事務局は特定非営利法人島根県障がい者就労事業振興センターが担っている。また、島根県東部農林振興センター、島根県立出雲養護学校等が連携団体として協力を行う。

4. 保健・医療、教育の充実

(1) 障がい者に対する適切な医療等の提供

基本的な考え方

障がい者が住み慣れた地域で生活するためには、身近な地域において、保健や医療を受けることができる体制を整備することが重要です。

障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステム^{※21}の構築をめざします。また、精神障がい者を地域で支えるために、入院早期からの地域と医療の連携を強化します。長期入院者については、地域移行のために、医療機関、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所等で検討を行います。また、地域住民に対して、精神障がいについての理解に向けた普及啓発に取り組みます。

施策の方向

- 障がい者やその家族が、住み慣れた地域で生活できるよう、相談支援事業所や医療機関と連携し、支援体制の充実を図るとともに、ニーズに応じた、適切なサービスの提供に努めます。
- 難病患者の方が安心して地域で生活できるよう、保健所やしまね難病相談支援センター、医療機関と連携しながら、支援の充実を図ります。
- 高次脳機能障がいなど医学的リハビリテーションにより機能の維持、回復が期待される障がいについては、身近な地域で医学的リハビリテーションができるように、専門医療機関との連携を図ります。
- 乳幼児健診等により障がいの早期発見に努め、保健師による訪問や発達クリニック等により専門医療機関、相談支援機関と連携して適切な支援を行います。

出雲市の重点的な取組

- 精神障がい者が地域で生活することができるように、医療機関・相談支援事業所・福祉サービス事業所などの専門機関の連携によるフォーマルな支援体制と、ピアサポーター等によるインフォーマルな支援による総合的な体制で地域移行に向けた支援を行います。

※21 地域包括ケアシステム

地域の体制として、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、助け合い、啓発を関係機関が連携しながら確保・推進する仕組み。平成29年（2017）に厚生労働省が理念を打ち出した。

(2) 一人ひとりのニーズに応じた教育の充実

基本的な考え方

障がいの有無にかかわらず共に学ぶことができ、本人の障がいの特性や程度に応じた、インクルーシブ教育システムの考え方に基づく適切な方法による教育を提供していくことが重要です。

特別な支援を必要とする幼児・児童生徒が、就学前から卒業まで切れ目ない指導・支援が受けられるよう、関係機関での情報共有を図るとともに、教育、福祉、保健及び医療などの各分野と連携を図りながら、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行います。

施策の方向

- 特別な支援が必要な幼児・児童生徒やその保護者への支援を一層推進するため、専門職(特別支援教育指導員、心理相談員)を配置し、就学相談や教育相談の充実を図るとともに、関係機関との連携により、長期的な見通しをもった個別の教育支援計画を作成し、一人ひとりの個性に応じた適切な支援を、就学先や進学先へつなぎます。
- 通常の学級に在籍し、特別な支援を必要とする児童生徒に対しては、各教科などの指導は通常の学級で行いながら、必要に応じて通級指導教室で障がいに応じた特別の指導を行います。この指導を円滑に行うための専門職(通級指導教室指導員)を配置し、入級に伴う状況把握と、児童生徒の在籍校と通級指導教室設置校との連絡・調整を行います。
- 幼稚園において、全ての園児が共に学び育つためのインクルーシブ教育推進を図ります。また、支援の拠点となる園を中心として、特別な支援を要する園児の受入れ枠を設定し、積極的な受入れを行います。
- 支援や指導が必要な未就学児に対しては、教育相談を踏まえ、幼児通級指導教室において、障がいや発達に応じた支援を行います。



5. 生活環境、災害時支援

(1) バリアフリーの推進

基本的な考え方

障がい者、高齢者をはじめ全ての人が安心して快適に暮らし、また自立し、社会参加することができるまちづくりを推進し、豊かな地域社会の実現に資することを目的として、「出雲市福祉のまちづくり条例」を制定しています。この条例の3つの基本方針のうち、「都市づくり」において、市は建築物、道路、公園の整備基準を定め、事業者や市民は、バリアフリーに配慮した施設や住宅などの整備に努めることとされています。この条例と「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」、国における「障害者差別解消法」、「交通バリアフリー法」※22に基づき、ユニバーサルデザイン※23の考えに立った整備を推進します。

施策の方向

- 「出雲市福祉のまちづくり条例」の趣旨・目的等について普及・啓発を図るとともに、公共施設の整備・改修にあたっては、障がい者の意見やユニバーサルデザインの考え方に基づき、建築物、道路、公園、駐車場を整備します。
- 民間施設の整備や改修についても、事業者等に対する周知・啓発を行うほか、必要に応じて指導や助言を行います。
- 身体障がい者等用駐車場を必要とする障がい者や高齢者、妊産婦等に利用証を交付する「島根県身体障がい者等用駐車場利用制度（思いやり駐車場制度）」を島根県と連携して実施し、身体障がい者等専用駐車場の適切な確保に努めます。
- 共生社会の実現をめざす観点から、障がい者専用駐車場や多目的トイレ等の利用マナーの向上に向けた周知・啓発に取り組みます。

【島根県身体障がい者等用駐車場（思いやり駐車場）利用証】



※22 交通バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。公共交通機関の施設あるいは乗り物、道路、建築物等の構造及び設備を改善するため等に制定された法律。

※23 ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢、性別、人種などにかかわらず、たくさんの人々が利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方。

(2) 防災、災害時や感染症に対応した支援の充実

基本的な考え方

近年、大規模な自然災害が日本全国各地で多発している状況において、また自然災害だけではなく、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のような感染症対応において、「安心・安全」の確保は大きな課題であり、障がい者が、住み慣れた地域で安心して、安全に生活することができるよう、障がい特性に配慮した支援を行うことにより、災害等による被害の未然防止を図る必要があります。

災害が起こったときには、障がい特性に配慮した情報伝達により、避難支援、福祉避難所の確保や避難所での合理的配慮の提供、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、環境の整備を進めます。

施策の方向

<防災・災害時支援>

- 災害発生時において、支援が必要な方（要支援者）に適切かつ速やかな避難支援を行うため、平常時から、本人の同意のもとに関係機関及び地域との情報共有を行い、要支援者個々の障がいに応じた避難方法を、具体的に記載した個別計画の策定を進めます。
- 災害時に開設する指定避難所では、避難生活上、配慮や支援が必要な方について、専用スペースの確保や介護用品等の調達、保健師等の専門知識を持った人材配置等の体制整備を進めていきます。また、福祉避難所の充実に向け、社会福祉施設等への協力を求めています。
- 災害発生時に在宅障がい者（重症心身障がい児・者及び難病患者）で人工呼吸器等医療機器を使用している方に対し、福祉避難所や自宅において非常用電源を確保するため、関係機関と協力してポータブル発電機の貸出を行うとともに、迅速な貸出体制の整備及び本事業の周知に努めます。

<感染症に対応した支援>

- 新型コロナウイルス等の感染症に備え、福祉サービス事業所が作成する「業務継続計画」や「感染症対応マニュアル」等が有効な計画となるよう助言等の支援を行います。
- 感染症発生時、業務を継続するために必要となる衛生用品について、各福祉サービス事業所等での確保を依頼するとともに、本市においても感染症発生時に備えた衛生用品の備蓄を行います。
- 感染症発生時に備え、日頃から県や市の関係部局と連携や情報交換を行うとともに、研修会などの開催により、迅速な対応を行えるように努めます。